

# 令和6年度尼崎市国民健康保険特定健診受診率向上対策等業務委託仕様書

本仕様書は、尼崎市（以下「委託者」という。）が受託事業者（以下「受託者」という。）に委託する業務内容等について定めるものである。

## 1 業務名

尼崎市国民健康保険特定健診受診率向上対策等業務

## 2 目的

本市では、ライフステージに応じた健康づくりへの支援を全庁横断的に推進し、健康寿命の延伸をめざし、結果としての医療費・介護給付費などの適正化に向けた、早期からの生活習慣病予防に係る取組として、自らの健康状態を理解し、生活習慣の改善など行動変容につながるよう、年齢に応じた健診を実施している。そのために、各種健診の受診勧奨は必須であるが、特に、尼崎市国民健康保険の特定健診の受診率については、国の目標値である60%を大きく下回り、兵庫県の平均値にも到達していないことから、特定健診の未受診者に対し、尼崎市の課題を踏まえた効率的・効果的な取組を実施することで、特定健診の受診率の向上を図る。

## 3 業務内容

### （1）特定健診受診率向上対策業務

#### ア 事業計画書の作成

契約締結後、速やかに事業計画を作成する。計画は企画提案した内容に基づくものとし、受診勧奨の実施時期、委託者からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。また、目標受診率を設定すること。

#### イ データ分析

##### （ア）市から提供可能なデータ

下記のデータ以外に必要なデータがある場合は、尼崎市と協議し、提供の可否を決定する。

- ① 特定健診受診者データ（当該年度分については、概ね受診から1か月で反映）
- ② 特定健診対象者データ
- ③ レセプトデータ（KDBシステム突合 csv データ）
- ④ 印刷・発送関連データ（宛名印字用データ）
- ⑤ 受診勧奨除外対象者データ

##### （イ）データの加工・分析及び勧奨対象者の特定

受託者は、委託者が提供したデータを、データ分析が可能な状態へ加工し、分析を行うこと。データ分析に基づき、未受診者の特性に合わせた分類を行い、勧奨する対象者を特定する。

#### (ウ) データの提供方法

データの提供は、原則 LGWAN を通じて提供するものとする。LGWAN での提供が難しい場合は、尼崎市と協議のうえ、セキュリティの担保された方法でデータの提供を行う。各種データの受け渡しの頻度、タイミング等については、尼崎市と受託者が協議して決定する。データの引き渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等に係る費用はすべて受注者の負担とする。

#### ウ 特定健診受診勧奨業務

データ分析を元に、効率的かつ効果的な受診勧奨を実施する。

##### (ア) 通知方法

はがきや SMS 等、対象者の特性を踏まえ、委託者と協議の上、決定すること。

##### (イ) 通知物の校正

通知物の内容について、事前に委託者の了解を得ること。また、作成前には校正の確認を行い、委託者の要望による修正を実施するが、その回数は 3 回程度とする。

##### (ウ) 受診勧奨対象者の最終決定及び発送

委託者が提供する未受診者情報（受診済みの者や資格喪失者を除外したもの）をもとに、最終的な勧奨対象者に発送を行う。郵送料も委託料に含むものとする。

##### (エ) サンプル品納品

通知物のサンプルに関して、受託者は通知物発送後速やかに、委託者に対して各 100 部のサンプル納品を行う。

#### エ 効果測定

行った受診率向上対策による受診率の変化等について、効果測定を行い、委託者へ報告すること。

#### (2) 健診対象者への受診券及び受診案内文書の作成・発送業務

次の対象者に対し、受診券及び受診案内文書等を同封して、通知する。この通知は、対象者全員に対し行うものとし、同封物等の作成及び発送を行うこと。過去の実績件数や受診券及び案内文書の規格については（別表 1）を参考とすること。

ア 尼崎市国民健康保険加入者の内 40 歳から 74 歳（当該年度内 75 歳到達者含む）を対象に実施している「特定健診」

イ 11 歳（小学 5 年生）及び 14 歳（中学 2 年生）の市民を対象に実施している「尼っこ健診」

その他、尼崎市内に住所を有する後期高齢者医療制度加入者対象の後期高齢者健診、16 歳以上 40 歳未満の市民を対象とした「生活習慣病予防健診」については、受診券等を対象者全員へは送付しないが、希望者や健診予約者に対して随時発送を行うため、同封物等の作成を行うこと。また、受診方法等については積極的に広報を行うこと。

### (3) 健診案内サイト運用・保守業務

尼崎市で実施している各種健診の案内や健診日程などに関する情報を広く発信するためのホームページ「健診すずめ通信」は引き続き活用すること。

新規コンテンツの作成や健診日程等、既存ページの修正などがあった場合には当該作業を行い、広く市民に広報するため速やかに更新をすること。

必須事項は次のとおりとする。

ア ドメイン URL は現行 (<https://amakensin.jp/>) とすること。(運用の引継ぎに際する費用はかからない。)

イ ドメイン及びサーバー等、各種情報の引継ぎを行う際には、事業者間で円滑に行うこと。

ウ ホームページは、パソコンやスマートフォン対応とすること。

エ 十分なセキュリティ対策を講じることとし、情報処理推進機構「安全なウェブサイトの作り方 改訂第7版第3刷」セキュリティ実装 チェックリストに準拠したものであること。

オ ホームページ(ソースコード等)における著作権については、委託者に帰属するものとする。

### (4) 健診予約システム導入・運用・保守業務

集団健診に係る市民サービスの向上、予約受付等の事務効率化を図るため、健診予約システムの導入及びその適正な運用保守を行うこと。

ア システム要件

(ア) 本システムは、クラウドでの導入とする。

(イ) 本システムには、個人情報など重要情報を含むため、個人情報保護などに留意し、高い機密性を有すること。

イ 運用・保守要件

(ア) 本システムは 24 時間稼働するものとする。ただし、システムのメンテナンス等を実施する場合はこの限りではない。

(イ) システムのメンテナンスを実施するため一時的にシステムを停止する際は、事前に委託者の了承を得るとともに、システム利用者に対しても事前に予告周知を行うものとする。

(ウ) 健診日程等の予約システムへの登録及び変更作業は、委託者からの変更の申し出があった場合に受託者において速やかに作業すること。

(エ) 健診予約サイトについては健診案内サイトとの連動を想定して運用すること。

(オ) 本市ならびに健診実施機関が必要とする予約状況の確認ができる仕組みを確保すること。

### (5) 健診における予約受付業務

集団健診は予約制で実施している。健診対象者全員には、受診券を郵送する際に健診日

程表や予約方法を記載した案内を同封している。予約方法は、①電話 ②FAX③インターネット（2（4）の健診予約システム） ④郵送の4種類である。過去の年間業務量については（別表2）を参考とすること。

予約受付業務実施にあたっては、次の条件を必須とし、それらに加え、予約状況の報告までのフローを含め、効率的な予約システムを具体的に提案すること。

#### ア コールセンター（予約事務局）の設置

受託者は年間の広報計画に合わせた年間業務量を積算し、適切な電話設備及び 人員配置を行い、受電応答率が著しく低下することのないよう留意すること。合わせて受電状況の把握及びオペレーターの管理監督、クレーム対応、問合せ等に係る委託者との連絡調整を行い、円滑な業務運営を図ること。

#### イ 予約専用ダイヤルの開設

電話番号及びFAX 番号は現行のものを使用し、通話料は委託料に含むこと。

（電話 0120-552-363、FAX 0120-774-005）

#### ウ 予約管理については、2（4）で開設した健診予約システムを使用すること。

#### エ 業務の実施に係る施設及び設備、機器、システム等は受託者で負担すること。

#### オ 健診予約者に対する健診案内や検査キット等の封入封緘及び発送業務

指定する予約者に対して、尿検査キットや問診票等を送付すること。

また、検査キット及び問診票等については、委託者より受託者に対して提供するものとする。なお、当該業務に係る郵送費については、委託料に含むものとする。

#### カ 受託者は、受付手段及び日、時間帯、月別にデータを集計し、委託者に報告書を提出すること。

## 4 個人情報保護・情報セキュリティ対策

（1） 受託者は、プライバシーマーク（JIS Q 15001）又はISO/IEC 27001 を保有しており、個人情報について適切な保護措置を講じる体制を整備していること。また、受託者は、登録証等の写しを市に提出すること。

（2） この契約による個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び「個人情報・データ取り扱い特記事項」、「尼崎市セキュリティポリシー」を遵守すること。

（3） 受託者による個人情報の漏洩等法令に抵触する行為により、委託者及び被保険者等に対し損害を発生させた場合は、受託者がその賠償をしなければならない。

（4） その他、個人情報保護・情報セキュリティに関して委託者が求めた場合は対応すること。

## 5 成果品の利用及び著作権

受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権の侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 6 その他

- (1) 各種受診勧奨媒体には、本市の健診キーキャラクターである「健診すすめスズメ」を使用すること。
- (2) 本業務に係る案件について、協議や打ち合わせをした際は、速やかに議事録を作成し、委託者へ提出すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議し決定する。

以 上